

○特例販売品目として指定するガス性医薬品及び揮発性医薬品等の範囲について

(平成二年一月二二日)

(薬発第四九号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、昭和五一年一月一七日薬発第一、三四四号薬務局長通知「ガス性医薬品及び揮発性医薬品等の取扱いについて」により示されているところであるが、今般、同通知の1を別紙のとおり改正するとともに、その取扱いを同通知によるほか左記のとおり定めたので、御了解のうえ、貴管下関係業者に対する指導方御配慮願いたい。

記

1 今回新たに追加した品目及び削除した品目は次のとおりである。

(1) 追加した品目

医療用窒素

医療用二酸化炭素

亜酸化窒素に医療用酸素を加えた混合ガス

(2) 削除した品目

シクロプロパン

2 ガス性医薬品及び揮発性医薬品等を取扱う特例販売業が、酸素ボンベ等通常薬局等において購入し難い医薬品を取扱う場合に限り特に例外的に認められている趣旨に鑑み、直接、一般消費者への販売を目的として予め小容器等に充填されたガス性医薬品等は、特例販売品目としては認められないものであること。

別紙 略